

コーポレートカードその他商品の会員規約・規定・特約の改定について

2021年8月23日

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社と保険会社との間で締結している保険契約の見直しに伴い、クレジットカード等の会員規約・規定・特約（以下「規約等」といいます）の補償サービスに関する条文を改定いたしますので、ご案内いたします。

なお、本ご案内は、規約等に定められた規約変更手続きに則り、お客さまとの間のカード取引等に係る契約を変更させていただくものです。

※お客さまに適用される補償内容に変更はございません。

（１）対象カード、商品

- ・QUICPay（法人一括決済型）
- ・ETCコーポレートカード（法人一括決済型）
- ・ティースキュービックタクシーチケット
- ・銀聯デビットカード
- ・ティースキュービックフライト・マネージメント・システム（法人一括決済型）

（２）効力発生日

2021年10月1日より改定後の規約等が適用となります。

（３）改定内容

改定内容は以下のとおりです。

改定後の規約等（全文）につきましては、2021年9月頃、当社WEBサイトに掲載の予定です。

①QUICPay（法人一括決済型）会員規約の改定

◆ 第12条（カードの紛失・盗難等）第2項、第3項

改定前	改定後
2.（前略）所定の紛失・盗難に関する 届出書を提出し、保険 の適用が認められた場合は、（中略） ⑤会員が当社または損害保険会社の請求する書類を所定の期間内に提出せず、当社または損害保険会社の行う被害状況の調査に協力せず、あるいは損害の防止軽減に必要な努力をしなかった場合。（後略）	2.（前略）所定の紛失・盗難に関する 届け出をし、補償 の適用が認められた場合は、（中略） ⑤会員が当社または損害保険会社の請求する書類を所定の 方法 、期間内に提出せず、当社または損害保険会社の行う被害状況の調査に協力せず、あるいは損害の防止軽減に必要な努力をしなかった場合。（後略）
3. 会員は、前項に定める 保険 の適用を受けるため、カードの紛失・盗難等による損害を知った日から30日以内に損害状況等を詳記した損害報告書、所轄警察官署の証明書、その他当社および損害保険会社が求める書類を当社または損害保険会社に提出するものとします。	3. 会員は、前項に定める 補償 の適用を受けるため、カードの紛失・盗難等による損害を知った日から30日以内に損害状況等を詳記した損害報告書、所轄警察官署の証明書、その他当社および損害保険会社が求める書類を 所定の方法 で、当社または損害保険会社に提出するものとします。

◆ 第16条（会員資格の喪失およびカードの利用停止）第4項

改定前	改定後
-----	-----

4. (前略) にかかる 盗難保険申請手続 等、損害発生の防止に必要な事項について、当社に協力するものとします。	4. (前略) にかかる 盗難補償に関する手続 等、損害発生の防止に必要な事項について、当社に協力するものとします。
---	---

② ETC コーポレートカード (法人一括決済型) 会員規約の改定

◆ 第 15 条 (ETC カードの紛失・盗難等) 第 2 項、第 3 項

改定前	改定後
2. (前略) 所定の紛失・盗難に関する 届出書を提出し、保険 の適用が認められた場合は、(中略) ⑤コーポレート会員が当社または損害保険会社の請求する書類を所定の期間内に提出せず、当社または損害保険会社の行う被害状況の調査に協力せず、あるいは損害の防止軽減に必要な努力をしなかった場合 (後略)	2. (前略) 所定の紛失・盗難に関する 届け出をし、補償 の適用が認められた場合は、(中略) ⑤コーポレート会員が当社または損害保険会社の請求する書類を所定の 方法 、期間内に提出せず、当社または損害保険会社の行う被害状況の調査に協力せず、あるいは損害の防止軽減に必要な努力をしなかった場合 (後略)
3. コーポレート会員は、前項に定める 保険 の適用を受けるため、ETC カードの紛失・盗難等による損害を知った日から 30 日以内に損害状況等を詳記した損害報告書、所轄警察署の証明書、その他当社および損害保険会社が求める書類を当社または損害保険会社に提出するものとします。	3. コーポレート会員は、前項に定める 補償 の適用を受けるため、ETC カードの紛失・盗難等による損害を知った日から 30 日以内に損害状況等を詳記した損害報告書、所轄警察署の証明書、その他当社および損害保険会社が求める書類を 所定の方法 で、当社または損害保険会社に提出するものとします。

◆ 第 19 条 (会員資格の喪失および ETC カードの利用停止) 第 4 項

改定前	改定後
4. (前略) にかかる 盗難保険申請手続 等、損害発生の防止に必要な事項について、当社に協力するものとします。	4. (前略) にかかる 盗難補償に関する手続 等、損害発生の防止に必要な事項について、当社に協力するものとします。

③ ティーエスキュービック タクシーチケット規約の改定

◆ 第 15 条 (チケットの紛失・盗難等) 第 1 項、第 2 項

改定前	改定後
1. チケットが紛失・盗難にあった場合、会員は紛失・盗難の事実をすみやかに当社に連絡し、当社所定の紛失・盗難に関する届出書を提出するものとします。	1. チケットが紛失・盗難にあった場合、会員は紛失・盗難の事実をすみやかに当社に連絡し、当社所定の紛失・盗難に関する 届け出をする ものとします。
2. (前略) ⑤会員が 当社の請求する書類を所定の期間内に提出 せず、当社の行う被害状況の調査に協力せず、あるいは損害の防止軽減に必要な努力をしなかった場合	2. (前略) ⑤会員が 当社所定の期間内に届け出 せず、当社の行う被害状況の調査に協力せず、あるいは損害の防止軽減に必要な努力をしなかった場合

④ 銀聯デビットカード会員規約の改定

◆ 第 8 条 (カードの紛失・盗難等)

改定前	改定後
(前略) 次のとおり読み替えるものとします。 「前項の規定にかかわらず、会員が紛失・盗難の事実をすみやかに BOC に届け出た上で所轄警察官署へ届出を行うとともに、当社所定の紛失・盗難に関する 届出書を提出し、保険 の適用が認められた場合は、BOC が届出を受けた日の 60 日前以降に発生した損害については、当社は会員に対して、その支払を免除するものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合	(前略) 次のとおり読み替えるものとします。 「前項の規定にかかわらず、会員が紛失・盗難の事実をすみやかに BOC に届け出た上で所轄警察官署へ届出を行うとともに、当社所定の紛失・盗難に関する 届け出をし、補償 の適用が認められた場合は、BOC が届出を受けた日の 60 日前以降に発生した損害については、当社は会員に対して、その支払を免除するものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合に

には、当該カードが他人に使用されたことによる会員の支払は免除されないものとします。」	は、当該カードが他人に使用されたことによる会員の支払は免除されないものとします。」
--	---

⑤ティースキュービックフライト・マネージメント・システム（法人一括決済型）

◆ 第 13 条（カード情報等の第三者利用等）第 2 項、第 3 項

改定前	改定後
2.（前略）所定の 届出書を提出し、保険 の適用が認められた場合は、（中略） ⑤会員が当社または損害保険会社の請求する書類を所定の期間内に提出せず、当社または損害保険会社の行う被害状況の調査に協力せず、あるいは損害の防止軽減に必要な努力をしなかった場合（後略）	2.（前略）所定の 届け出をし、補償 の適用が認められた場合は、（中略） ⑤会員が当社または損害保険会社の請求する書類を所定の 方法 、期間内に提出せず、当社または損害保険会社の行う被害状況の調査に協力せず、あるいは損害の防止軽減に必要な努力をしなかった場合（後略）
3. 会員は、前項に定める 保険 の適用を受けるため、TS-FMS またはカード情報の第三者使用等による損害を知った日から 30 日以内に損害状況等を詳記した損害報告書、所轄警察署の証明書、その他当社および損害保険会社が求める書類を当社または損害保険会社に提出するものとします。	3. 会員は、前項に定める 補償 の適用を受けるため、TS-FMS またはカード情報の第三者使用等による損害を知った日から 30 日以内に損害状況等を詳記した損害報告書、所轄警察署の証明書、その他当社および損害保険会社が求める書類を 所定の方法で 、当社または損害保険会社に提出するものとします。

◆ 第 16 条（会員資格の喪失および TS-FMS の利用停止）第 3 項

改定前	改定後
3.（前略）にかかる 盗難保険申請手続 等、損害発生の防止に必要な事項について、両社に協力するものとします。	3.（前略）にかかる 盗難補償に関する手続 等、損害発生の防止に必要な事項について、両社に協力するものとします。

以上